

福政起第136号-2  
令和5年5月18日

社会福祉法人  
米子市社会福祉協議会  
会長 田後 良文 様

米子市長 伊木 隆司



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。  
本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)  
令和5年5月21日 から 令和10年5月20日まで

担当：米子市福祉保健部福祉政策課福祉政策担当 赤江  
電話：0859-23-5585